

会 議 録

(敬称略)

会 議 の 名 称	令和 6 年度第 2 回茨木市空家等対策協議会
開 催 日 時	令和 6 年11月25日 (月) 午後 1 時開会・午後 3 時10分閉会
開 催 場 所	茨木市役所 南館10階大会議室
会 長	井上 えり子
出 席 者	〔委員〕 10人 井上 えり子、田中 正人、田村 綾子、余田 博史、昇 勇、 大脇 久徳、大村 卓司、畑中 剛、中島 悦雄、三浦 欣子 〔市長〕 (代理出席 都市整備部長) 福井 龍也
欠 席 者	なし
事 務 局	南詰居住政策課長、谷本居住政策課課長代理兼政策係長
開 催 形 態	公開
議 題 (案 件)	(1) 開会 (2) 第 2 期茨木市空家等対策計画 (素案) について (3) 閉会
傍 聴 者	なし

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局	ただ今から令和 6 年度第 2 回茨木市空家等対策協議会を開会する。 開会にあたり、福井部長からあいさつを申し上げる。
福井部長	(あいさつ)
事務局	本日の出席状況は、委員総数 10 名のところ 10 名となっている。 また、福岡市長が本協議会の構成員となっているが、公務のため、茨木市空家等対策協議会規則第 3 条第 3 項の規定により、都市整備部長の福井が代理出席させていただく。なお、本日の傍聴者はいない。 それでは、茨木市空家等対策協議会規則第 6 条第 1 項の規定により、以後、本協議会の運営を井上会長にお願いする。
井上会長	本日も活発な議論をお願いしたい。 それでは、次第に従って議事を進める。 「第 2 期茨木市空家等対策計画（素案）」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) ・「第 2 期茨木市空家等対策計画（素案）」について
井上会長	事務局の説明は以上である。第 2 章までの現状分析と、それ以降の課題の整理や今後どうするかの内容と、大きく 2 つに分かれると思う。まずは第 2 章（22 ページ）までについて、何か意見や質問はあるか。
余田委員	5 ページの施策 3 ⑥所有者等の意向を把握した件数について、策定時点は 26 件/32 件、現状値は 35 件/57 件となっている。ここの意味を教えてください。
事務局	空家等の通報があった場合、所有者を調べて適正管理を働きかける通知を送るが、平成 29 年度は 32 件通知を送り、そのうち相手から連絡があり今後の意向を把握した件数が 26 件、令和 5 年は 57 件通知を送り、意向把握した件数が 35 件であった。連絡は無いが対応していただけるケースもあるため、連絡が無いから対応できていないというわけでもない。市としては空家をしている理由を知りたいので、できる限り所有者等の意向を把握したいと考えている。
余田委員	5 ページの施策 5 ⑬特定空家の除却についても説明をお願いしたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局	特定空家のうち、助言・指導を行った件数を挙げており、平成 28 年時点では特定空家等の判断を行っていないため 0 件としている。令和 5 年では特定空家等のうち助言・指導を行ったものが 2 件あり、指導後に所有者自ら対応していただいた。特定空家件数はもっと多くあるが、助言や指導をせずとも所有者が自ら解決した空家等もある。
余田委員	累計とあるので、令和 5 年までで 2 件助言・指導をして、2 件対応いただいたということか。
事務局	特定空家等として助言・指導したのは累計で 2 件である。
田中委員	10 ページの地域別集計であるが、これと 9 ページの A～D ランクの関係についてはどこかに示されているのか。北部には C や D ランクが多いと思うが、分かれば教えていただきたい。 また、17 ページ下段に「新築の着工が空家問題を助長している一因と考えられる」とあるが、これをどこかの施策で受け止めているのかどうか、必ずしも今回の取組の中で反映させることでは無いかもしれないが、この問題点について教えていただきたい。
事務局	9 ページと 10 ページの地域別とランクの関係については整理できていない。また、17 ページの「空家問題を助長している一因」を受けての、直接的な施策は空家対策としては特に挙げていない。
田中委員	空家問題の全般にわたって、まちづくり的な取り組みや地域として対応していくことが政策に反映されていくとよいと考えるが、そのためにも地域別のランクの分布を整理していくことは重要であると思う。
井上会長	今の時点では整理されていないということであるが、今後の取組を進めていく上で必要になってくるかもしれない。
昇委員	8 ページの実態調査について、専用住宅が 1,017 件と一番多く、内訳として一戸建・集合住宅と書かれているが、一戸建住宅や木造の共同住宅、集合住宅にはどのような住宅が含まれているか。
事務局	戸建住宅、全室空室の長屋や共同住宅もあったが、内訳までは整理できていない。実感としては、ほとんどが一戸建住宅である。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
昇委員	昨日、大阪市内のまち歩きをしたが、店舗付き住宅や木造の共同住宅の状態が非常に悪いと感じた。特に路地に面している店舗付き住宅等は危険度が増し、優先順位が高くなると思った。茨木市内でも重要な道路に面していたり、狭くて危険な箇所など、本来は緻密に調査できれば良いと思う。
井上会長	全ての空家を細かく調査することは大変かもしれないが、特定空家等や管理不全空家等になってくると、どのような立地か、通学路に面しているのかなど、細かい調査が行われていく。それを全体まで広げていくのかということだと思う。長屋建てや集合住宅の場合は、空家法上、全室が空いてはじめて「空家等」になるため、ほとんどが専用住宅だろうと思う。
田村委員	5 ページの施策 5 ⑬は助言・指導した件数であり、助言等しなくても自主的に除却された件数は含まれていないと思うが、自主的に行った件数を記載した所はあるのか。
事務局	空家法改正以前、特定空家等は 130 件程度あったが、優先的に措置すべき特定空家等 10 件のうち 8 件については 12 条の通知を改めて送り、必要に応じて所有者とやり取りすることで解決できた。残り 2 件については旧空家法第 14 条に基づく助言・指導を行い、相手と更にやり取りをして解決につながった。計画にはそこまで載せてはいない。
田村委員	様々な改正があった中で、特定空家等の判断の仕方も変わっているが、これまでの累計がどのようなものであったのかが分かりにくくなっていると思い、質問した。
余田委員	6 ページ施策 7 ⑮の新規相談件数が、毎年 20 件程度、令和 5 年は 41 件となっている。これだけ相談があっても全て解決することは難しいと思うが、どれくらいの割合で解決したのかの統計はあるのか。
事務局	通報相談の経過は記録しているが、何件解決したのかを表示するのは細かすぎるので出さないようにしている。感覚であるが、半分強くらい解決していると思う。ただ、庭木の場合は一度切っても 2～3 年後にはまた伸びてくるので再度相談を受ける場合も結構ある。
井上会長	実績値について、どこまで細かく書くべきかはそれぞれ意見があると思う。あまり多く羅列しても大変だろうということで、事務局案としてはこの辺でまとめている。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
	細かな話だが、7 ページの枠で囲まれた箇所の「使用実態の有無」にて、空家かどうかの判断基準が書かれている。一番上は「生活感がある」という空家ではない場合の判断だが、下の4 つは空家である場合の判断となっており分かりにくい。「生活感の有無」のような表現の方が良いと思う。他に意見質問等はあるか。 (意見なし)
井上会長	それでは、23 ページ以降、第3 章から第7 章の意見や質問等をお願いする。
余田委員	資料3 を39 ページに差し替えると、29 ページ右側の方針3 施策2 取組1 の後に取組2 が付け加わると理解してよいか。
事務局	はい。
余田委員	33 ページの取組2 では、「不良度判定基準表で50 点以上のものを管理不全空家等」となっているが、取組3 では200 点以上で措置を講じることになっている。50 点以上は件数が多いので、ひとまず200 点以上から措置を講じる、と解釈してよろしいか。
事務局	自治体によって様々だと思うが、本市の場合、管理不全空家等を50 点以上と、割と広めに捉えている。ただし、措置を講じる場合は、件数や空家の状況等を踏まえ、現時点では200 点以上としている。判断基準は37 ページのとおり「不良度判定基準表で200 点以上のもの、かつ、改善の見込みがないと判断されるもの」としており、所有者等に働きかけた上で判断し、措置（指導、勧告）を講じるようにしている。今後、運用状況を見て、点数を下げていくことも考えていく必要があるのではないかと感じているが、ひとまずはこの基準で進めていくつもりである。
井上会長	茨木市の特徴だと思うが、50 点で一旦線引きし、指導・勧告は200 点以上だがリストアップはしておく。早くリストアップした方が、所有者に対する働きかけも早くできるので、とても積極的な対策だと感じる。
大村委員	直接空家と関連することではないが、今年の4 月から相続登記の申請が義務化されたと思う。これにより、一番問題となっている「所有者となかなか連絡が取れない」「所有者が分からない」といったことが今後解決し

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局	ていくのではないかと思うが、法改正について何も触れていない。これは空家対策とは別という考え方になるのか。 空家所有者等を調べる時に登記を確認すると、相続登記がされていないケースもある。本計画では触れていないが、実務上は相続登記の義務化に関するチラシを窓口に置いたり、所有者宛ての通知に同封して送付したりしている。32 ページの取組 1 に制度が変わったことを追記できないか、一度考えさせていただきたい。
大村委員	32 ページの施策 1「所有者等による当事者意識の醸成（やる気を引き出す）」という部分に、少し強い文言で相続登記は義務化されている旨を加えることにより、所有者に問題意識を持っていただくことにつながり、空家対策の一つになるのではないかと考える。
昇委員	29 ページの前計画と改定後の比較だが、方針 3「空家の利活用」について、今回の施策は「利活用に向けたマッチング支援の強化」と「まちづくりへの活用」となっている。前回の施策と単純に比較すると、後退しているように感じる。「利活用を支援する仕組みづくり」や「公共による利活用」を入れるべきかどうかは分からないが、マッチング支援と情報提供では弱いように感じる。「利活用を支援する仕組みづくり」をもっと積極的にできないのかと感じた。 また、方針のタイトルに全て「空家」がなくなっているが、これは何か意図があるのか。
事務局	利活用について、確かに内容が薄く見えがちなのかもしれない。現行計画では取組⑥から⑫まで挙げているが、実際のところ、そこまでできていないのではないかとと思われる。利活用に関する相談は、個別に聞き始めると際限がなくなる可能性があり、市では対応しきれない場合もあるため、できる限り民間団体に上手くつないでいく方がより良い使われ方になっていくと思われる。市が間に入らなければならない場面では一緒に話はするが、動き方を少し考えなければならない。そのため最低限やらなければならないことを記載させていただいた。 また、方針については、「空家」という言葉がしつこいかもしいかと思う、今回は「空家」という言葉をなくしている。
井上会長	タイトルに「空家」がないと違和感はあるのか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
昇委員	前計画と比較すると、別のことかと思ってしまう。「予防抑制」より「空家化の予防抑制」の方が分かりやすいような気がする。 利活用についても、マッチングだけではどうかと思う。市も何らかの形で関わり、一緒に考えたり、相談に乗ったりするといった言い方をした方が良いのではないかと思う。
井上会長	おそらく市の方もそういうつもりもあると思われるが、何でも市に頼りすぎているので、これからは市と市民の線引きをしようといったスタンスもあるのではないかと受け取った。そこが難しいところである。決して突き放すつもりはないが、自分達ですべきことは自分達でして欲しい、ということではないかと思った。
田中委員	説明の中で当事者意識という言葉が繰り返し出てきており、この場合は所有者と通報者のことを指していると思うが、その両者のやり取りが、そもそもできるような間柄ではない場合が多いのではないか。前回も少し申し上げたが、地域コミュニティや自治会、町内会、まちづくり協議会といった「中間組織」も当事者になりうるということを、もう少し鮮明に表現した方が良いのではないかと思う。 また、施策２の「まちづくりへの活用」が「利活用」の括りに入っているが、これは「予防抑制」や「適正管理」にも関わるものだと思う。「予防抑制」の取組を見ると、「専門家等の団体」と書かれているが、そこは専門家に限らず、地域の団体も含めて予防抑制に取り組んでも良いと思う。「適正管理」に関しても同様で、当事者だけでなく中間組織も関与していくような建て付けにする方が良いのではないか。 例えば、被災地の空家を避難所や仮設住宅として活用することを国土交通省でも進めようとしているが、日常的な関係性がないと簡単に貸すことはできない。日頃から近隣の人が窓を開けて風を通すといった関係性を作っておくことが必要で、つまり利活用に限らず、維持管理や予防においてもまちづくりや地域住民の関わりをもう少し鮮明なかたちで書けると良いのではないかと思った。
井上会長	非常に重要なご指摘だと思う。これはなかなか難しい問題で、確かに歴史的には地域のルールや地域コミュニティがあることで、ある程度の予防ができたりする。もし破る人がいても地域のルールを守ってほしい旨を求めることができた。しかし、現在は建築基準法といった国全体で統一したルールになってしまったので、この地域ではこうしてほしいといったことがなかなか言いにくいといった状況になっていると思う。その一方で地域

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
大脇委員	コミュニティにそれだけの体力はない。人手もない中、プラスアルファのことができるのかという状況である。しかし、地域をどうしていくかを全体的に考えていかないと空家問題は進んでいかない。どこから手をつけるか本当に難しいことだが、何かしらやり始めなければならないということは私も実感している。 「利活用」について、市が所有者に利活用を推進し、所有者が活用意向を示せばその後については事業者任せに任せるといった、市と民間業者の役割分担の明確な記載があれば良いと思う。市が民間事業者に一任しているということではないと理解しており、表記の仕方に工夫が必要だと思う。 一番大きなところとしては、所有者のやる気を引き出すことであり、これが空家対策の最たるところだと思う。皆様と一緒に考えていけたらと思う。
井上会長	所有者が利活用しようと判断するまでに時間がかかり大変である。そこが市任せになっており、その辺りも含めてどこかが一緒に取り組む、あるいは所有者に自発性や責任感を持たせるということが大事である。今後どうしていくべきか、という点についてもアイデアを出していただければと思う。
田村委員	「やる気を引き出す」ということに関連して、相続登記の義務化が4月に施行されたことにより、司法書士への相談件数がとても増えた。3年以内に登記しなければ過料10万円という規定もあるため、とても効果的だと思う。成年後見業務も行っているが、空家の活用に関して、裁判所から市の取組等について情報提供があれば、後見人としてはスイッチが入るのではないかなと思う。これは市から働きかけるのは難しいのだろうか。後見人が上手に管理しておけば良いという話で止まりがちであるが、利活用に向けて何か動きがあれば違ってくるのではないかなと思った。
事務局	後見人がついている場合、管理不全に陥ると後見人に報告して対応していただくことはできるが、管理不全でない空家等については市から指導等を行うことがない。所有者不存在の場合は相続財産清算人が空家等を処分という方向になると思うが、空家であることを理由に、裁判所が何らかの対応を求めるということは難しいと思う。
田村委員	被後見人が亡くなれると後見終了となる。相続人に引継ぎはするものの、そのまま放置されてしまうのではないかなと思う。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局	おっしゃる通りである。実際、被後見人が亡くなった後、相続人が全員相続放棄するケースがあった。確かに、後見人が動いていただく方が処分等もできると思う。何か情報提供できるような仕組みがあればよいと思うが、家庭裁判所の話になるため、私達も口出しすることができない。
井上会長	私も常々ギャップを感じている。後見人はそのまま置いておくことが財産の保全だと思っているが、実際はますますひどくなっていく。そのため、後見人がイメージしている保全と私達がイメージしている保全には、大きなギャップがあると感じている。適正管理をすることができるようになったり、親族と話し合って対応することができるようになったりしなければ、この話は進んでいかないと思う。 他に意見質問等はあるか。
中島委員	43 ページの 6－6「空家等に関する対策の実施体制」に庁内関係課との連携を行うと書かれているが、10 月 10 日に開かれた庁内検討会で、どのような意見が出たか教えていただきたい。 また、自治会で何かやってもらいたいと言われるが、会員数も減っている中で事務局はどのように考えているのか。 さらに植木が道路に越境している場合、どのように対応するのかについて関係部局の方はどのように考えているのか。茨木市として何をどうするのかということを示していただきたい。
事務局	10 月の庁内検討会で出てきた意見について、一つ目は事務的な話だが、茨木市総合計画の指標との整合を取るようにしてほしいとのことだった。 二つ目は管理不全空家等に対する措置を行っても改善が見られない場合に次の一手があるのかということだった。勧告をしても翌年の 1 月 1 日時点で改善されていなければ、住宅用地の特例が適用されなくなり固定資産税が上がるため、所有者が動くきっかけになるのではないかなと思う。それでも改善されない場合、空家法ではこれ以上対応できなくなるが、例えば庭木の道路への越境であれば道路管理者が対応するという方法もあるのではといった意見交換をした。 三つ目は利活用について、活用を推進していくことが難しい中で、ご指摘のあったとおり、後退しているとか、見せ方の問題ではないかという意見があった。以上が庁内検討会での主な意見である。 また、自治会にどこまで求めてよいか分からないが、自治会から働きかけをしてもらうといった、中間組織としての役割もあると思う。自治会単位で話をしていた方が良い場合もあるが、実際に取組む中で「自治会の

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
中島委員	役割はあくまでも市に苦情を言うだけである」と言う自治会もあった。自治会によって温度差があるため、どのように働きかけをしていくかを一律に書くことはできない。ただ、解決するためには地域の方と連携をしていかなければならないと思っている。やり方については今後の取組にあたっての課題だと認識している。 10年後には高齢者が急激に増えると、新聞に出ていた。 資料3に空家の様々な活用方法が記載されているが、どれも他部局と連携しないとできないのではないかと。より多くの部局の意見を取り入れることはできないのか。防災に関しても、震災があった時に拠点として上手く使えるのか。全体的に考えなければならない。もっと様々な提案をしていかないと所有者の心を動かせない。
井上会長	このようなものが地域に生まれてくると良いと思う。私の経験からすると、空家を活用することになった場合、多くの人は自分にとって経済的にメリットの高い活用方法を選んでしまう。地域にとってメリットのある施設として使ってよいと言ってくれる人は、地域と何かしらの関係が築けている場合である。そのために地域ができることは多くあり、それが最終的に地域のためになると実感している。
田中委員	自治会や地域コミュニティがこれらの問題に対して役割を担うという考え方を全市的に横展開していくべきとは全く考えていない。ただ、空家を単体の問題としてではなく、面的に捉えることが必要だ。地域の課題の一つに空家問題があるという認識を、地域自らがどれだけ共有できるかだと思う。例えば、空家があることで延焼が拡大してしまう、道路が閉塞するといった災害時のリスクをできるだけ多くの人が共有することにより、地域の課題として認識されるだろう。そういったことが今回の施策に取り入れられれば良いと思う。 また利活用について、所有者にとってはいきなり永続的に活用されるとなるとハードルが高い。短期間や一時的なお試しで貸し出したりする等のワンステップあると、少し可能性が広がるのではないかと。思う。
井上会長	利活用のアイデアができるだけ多く提案されていくと、所有者も受け入れてくれると思う。皆様のアイデアも事務局にも提案していただけるとありがたい。 また、地域の人以外の関係者、例えば学生等も巻き込めると良いと思う。庭木の件でいうと、私のゼミでは「空家見守りボランティア」をしており、

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
畑中委員	所有者から鍵を預かり、学生が月に一回換気をしている。庭木の枝が隣地に越境した時は隣地住民から学生に相談があり、学生から所有者にその旨を伝え、所有者は庭木の伐採を学生に頼む。このように、間に第三者が入ることで所有者と隣地住民が直接やり取りする必要がなくなる。そういった関係性ができるよう、学生などを巻き込めるような雰囲気づくりを、市を挙げてやっていただくと良いと思う。 他に意見質問等はあるか。 42 ページの 6-5、43 ページの 6-6 について、29 ページで記載されている「施策の推進」から省かれている理由を聞きたい。 また、41 ページの 6-3「地域住民等による対応」について、地域住民が「居住者本人のみならず親族の連絡先を把握しておくことも重要である」と書かれているが、現在、住民の関係性が希薄化しており、それが住民の常識になっている。この内容は現実的にしにくい状況となっている中で、少し直接的な表現であり、この一文だけで終わってよいのかと思う。市としても努力できることや一緒にやっていこうというような表現を付け加えられるとよいと感じた。
事務局	29 ページ、30 ページの「施策の推進」①～③は、代表的な部分だけを挙げたため、第 6 章の施策を全て網羅していなかった。全て記載するか検討させていただきたい。 41 ページは、元々は踏み込んで書いていたが、緊急連絡先となると個人情報のため提供が難しいといった意見が庁内検討会であったため、表現を和らげたつもりであった。実際に、どこまで働きかけをしていけるかはケースバイケースであり、現状はこれ以上踏み込むことができない。今後は機会を見ながら、エリアによって個別に対応を考えていきたいと思う。
畑中委員	マンションの管理組合やマンション内の自治会では、任意で緊急連絡先等を把握している。一方、空家になりやすい戸建住宅の場合はなかなか難しいと思われる。空家対策のみで住民間の情報把握ができるのか。居住マスタープラン等の上位計画や地域コミュニティの中でそのようなことも周知啓発するということもあるかもしれない。41 ページの表現では分かってもらいにくく、拒否感が強く出るのではないかと考える。
井上会長	書きぶりについて、表現を抑えた方が良いかもしれない。地域ごとにルールが決められると良いと思う。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
三浦委員	42 ページに、「所有者等は高齢者であることが多く、施設入所等と相まって意思疎通が十分に行いにくいなど、福祉的な課題を有していることもあります。そのため、福祉サービス等の関わりがある所有者等への働きかけにあたっては、福祉部局や相談支援機関等と連携した取組が必要となります。」と書かれており、とても共感できる部分である。私事だが、高齢の叔父が今後施設入居することになれば、叔父の家が空家になってしまうという近々の問題がある。そのようないずれ空家になる可能性があるところに対して、もう少し詳細に伝えた方がよいのではないかと感じた。 また、中央地域では 675 件の空家があるとのことだが、茨木市の住宅は高額になっているにも関わらず、交通の便が良い中央地域になぜこれだけ空家があるのか疑問に思う。空家になっている理由をもっと地域別に突き詰めていくことで利活用にもつながっていくのではないかとと思う。
井上会長	42 ページの高齢者の件について、事務局の方で何か意見はあるか。
事務局	三浦委員のご意見のとおり、31 ページの予防抑制に「情報提供」と書いているが、内容が分かりにくいと思うので、補足させていただく。
井上会長	中央地域に空家が多いというのは、所有者への活用意向の確認とともに明らかになっていくと思うが、大都市圏の中心部は割と空家が多いと言える。その理由は、ほとんどの所有者が空家を放置しているからである。ただ、所有者の立場になって考えると、高齢者ということもあり、空家の売却や賃貸等、一歩踏み出して何かするというのは相当しんどく、面倒くさいという気持ちがあるのだと思う。大都市圏の空家についてはいつもそこが問題になっている。 他に意見質問等はあるか。
昇委員	44 ページの目標値について再度説明していただきたい。例えば、使用目的のない空家数の目標値はこれ以上増やさないという意図なのか。空家セミナーの参加者数も、延べ人数の方が分かりやすいのではないか。
田中委員	ある目標を達成したことによりこのような結果になった、という指標であればよい。例えば、セミナーにたくさん参加してもらうことが目標ではなく、その結果、空家の改善につながったということが重要だと思う。今の目標の達成自体が目的化するとおかしいことになるので、これらの指標を設ける意図が見えるとよいと思う。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局	使用目的のない空家数 3,730 戸については、14 ページの住宅・土地統計調査を見ると年々増加傾向にあるため、これ以上増やさないというところを目標に据えている。 空家セミナーの参加者数 20 人については、累計にするか考えさせていただきたいと思う。また、セミナーが予防抑制につながっていることが説明できるように、評価指標の考え方について工夫が必要なのではないかと考える。
井上会長	セミナー参加者 20 人に伝えたからといって、市全体でその程度かという見え方にしかないと思う。これが何に繋がるかが分かるような表現でお願いしたい。 他に、第 7 章の目標値について何か意見はあるか。
大村委員	セミナーの参加者数を目標値とするのは違和感がある。セミナーの開催数ではいけないのか。
事務局	セミナーの開催は年 1 回で、開催数を目標値としてもあまり変化がない。人数を目標値にすることで、関心度合いを見ておきたいと思う。参加人数が少ないのももう少し来てほしい、より関心を高めていただきたいので、この目標値を設定している。
井上会長	その他、意見質問等はあるか。 意見等が出揃ったようなので、これで質疑を終了したい。 事務局の方から何か連絡事項はあるか。
事務局	今後、素案を修正し計画案にしていくが、修正ができた時点で委員の皆様にご確認いただきたい。その上で案を確定し、1 月 8 日からパブリックコメントを開始したいと思う。 また、空家法の改正で新たに追加された管理不全空家等の措置に関して一点報告する。今年の 4 月から空家法第 13 条に基づく指導をこれまで 4 件行った。そのうち 2 件については改善も連絡もなかったため、11 月に 2 件勧告を行った。 次回の空家等対策協議会は令和 7 年 2 月下旬頃に開催予定である。
井上会長	以上をもって、令和 6 年度第 2 回茨木市空家等対策協議会を閉会する。 （午後 3 時 10 分閉会）